

令和6年度第3回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和6年11月19日（火）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 市役所5階 入札室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課8人、事務局5人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和6年7月～9月）

① 工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

① 「市庁舎東側深溝水路改修工事」

② 「喜志中学校汚水貯留槽ポンプ緊急改修工事」

③ 「小学校地域総合拠点整備工事（その1）」

④ 「令和6年度小・中学校消防・防火設備改修工事」

⑤ 「(R6-道)加太1号線道路改良工事」

【委員】 ①の案件ですが、特命随意契約ということで、93,800,000円と結構大きな金額の契約をしているのですが、ある意味で、既に業者選定理由は書いてありますけれども、なぜ随意契約になったのか。あるいは、元々、本庁舎の建設工事しているのであれば、それと一緒に入札するということが出来なかったのかということに危惧したりするのですが。お聞きしたいと思います。ちなみに最低制限価格の設定がないので、どういふことでこの金額が決まったのか教えてください。

【担当課】 今、2点質問があったのかと思うのですが、元々、設計の中に含めることが出来なかったのかということについては、この新庁舎建設工事の開発手続きの中で、市役所の敷地に隣接する水路の強度が確認出来ているのか、老朽化が進んでいるので、確認出来ているのかということで指摘がありました、その手続きの中で指摘されている内容なので、当初の設計に間に合わなかったということがあります。もう1点の新庁舎建設工事との取り合いについてなんですけれども、この水路改修工事というのがボック

スカルバートという工場生産製品を大きなクレーンで釣り込んで施工するという内容になっています。今回の水路改修工事の周囲を考えた場合に隣接する学校、西側は市役所になるのですけれども、どうしても大きな重機を入れるスペースが無いということがありまして、今回、新庁舎建設工事のスケジュールの中で、ちょうど今、解体工事を進めていまして、その北館解体工事を進めている中で、水路改修を同時にすることが、一番施工上効率が良いということで、今回、随意契約することになりました。

【委員】 そうすると、もし、場所的な制限が無かったりすると、この水路改修工事だけ単独で入札したりして、別の業者も含めて、検討する余地もあったということですか。

【担当課】 そうですね。それと、あと1点、時期的な取り合いなのですけれども、水路改修ということで、どうしても、渇水期、11月から年明け3月頃までに工事を行わないといけないという制約がありましたので、ちょうど本体工事の解体と時期が合わせる事が出来たので、時期的な取り合いもあったということです。

【委員】 この見積金額の積算の仕方というか、最低制限価格の設定がそもそも無いのですけれども、この辺はどういう風に精査されているのでしょうか。

【事務局】 最低制限価格の設定については、入札の時に設定をするという形になっておりまして、随意契約におきましては、そういう設定の規定がございませんので、今回は無しという形です。

【委員】 出てきた見積を精査するということですか。

【事務局】 見積を依頼するときに、今回の工事も含めてですが、この案件に対しての予定価格というのは相手方にはもちろん示しているのですけれども、その中で、相手方からの同額分の見積が提出されました。

【委員】 予定価格を積算するときに、ある程度、業者側で適正な金額を積算しているのか。

【担当課】 予定価格で進むというか、提示したその金額で業者が多分出来るか出来ないか。今回は出来るという回答を得たので、契約出来たのかなと思っています。

【委員】 ちょっと見方が分からなかったのですけれども、隣りが小学校なののですけれどもね、この上を、これを暗渠にすることで、防災の時に利用できると仰ってたようなのですけれども、具体的にどのように使うのか少し気になったのですけれども、もし今、お分かりの範囲で良いので、あれば教えていただきたいのですが。

【担当課】 この水路の北側と南側にちょうど東西に道路が隣接しているのですけれども、北側は元々、間口が狭いので、災害時に大きな車両っていうのが進入できない、で、南側については、ある程度大きな車両とか、災害の車両とかも入ることが出来るので、蓋付きの水路ということで、災害拠点である庁舎の道路というか、そういうことが出来

るのかなと。

【委員】 はい。分かりました。

【委員】 はい。私の方から。他の委員の質問に対するご答弁でも、どうもその、入札をしなくて良いのだ、競争を排除しても良いのだ、と仰った様に思っておりまして、聞こえなかった部分もあるのですけれども、元の水路の強度が足りないことの指摘があったのだと、設計が間に合わなかったのだというご説明ですが、その点もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

【担当課】 はい。新庁舎の建設工事の設計の方なのですけれども、建築確認申請する前に開発行為の許可申請という手続きがあるのです。

【委員】 それは、府に出すのですね。

【担当課】 はい。そうです。そして、その開発行為の手続きの中で隣接する水路の強度が確認出来ているのかという指摘があったということなのですけれども、この開発行為というのが、ひとつの役所の敷地の中で、強度も含めて、その敷地で完結しなさいということがありまして、東側については敷地の中に擁壁とか隣接水路に敷地を持たすような形になっているので、その老朽化が進んでいる水路の強度が足りているのかという指摘がありました、その手続きの中で、指摘があったので、当初の設計に含めていなかったというか含められていなかったの、そこから設計することになって。

【委員】 そこが分からないのです。開発申請の時に強度が足りないという指摘が府からありました、その対応を説明しないと、開発許可は下りないわけですよ。で、説明としては、この暗渠化の工事をしますからという説明をされて、開発許可が下りたということなんでしょうか。

【担当課】 はい。そうです。

【委員】 と、すると、設計の中に当初から含められたのではないかと、思うのですが、いかがでしょうか。

【担当課】 ひとつの設計業務として決まっている当初設計の業務の中で進めているので、また、別途で設計しないといけないので、その時点では含めることが出来なかったのですね。

【委員】 そこがよく分からないですね。設計というのは、市役所でやる設計のことをおっしゃっているのですか。

【担当課】 はい。そうです。どうしても水路改修って、そのまま設計業務無しで進めることが出来ないの、新たに設計をして、工事をすすめるという、別の業務になるので。

【委員】 あの、業務が別でも、同時進行で出来なかったのでしょうか。

【担当課】 新たに設計する予算であったりとか、その時点では確保出来ていないので、はい。

【委員】 ということで、市役所の工事は、前の年度でしたっけね。別の質問になるのですが、前年度の工事で発注しておられるのですね。

【担当課】 はい。そうですね。

【委員】 2023年度。で、ここまで遅れたのは、なぜなのですか。工事の開発許可申請。本庁舎の開発工事の許可申請の時に指摘されていたのにこの時期になって工事をされるというのは、で、今のご説明で、その村本建設が今、工事をやっています。たまたま、特命随契でのご説明ですよ。たまたま、この時期に、空いたから、発注しました。それが、競争を排除する理由だということですよ。昨年の時点で指摘されながら、この時期にこれを持って来られて、たまたま、村本建設の工程見たら、空いてましてんというご説明は、なかなか難しい、納得出来ないかなと、思います。もっと早く調整しておられれば、工程の調整は出来たはずだと思います。村本建設の工程はもっと早く分かっておられましたよね。

【担当課】 そうですね。はい。

【委員】 それに合わせて、設計の時期も決められて、入札が出来たのではないのでしょうかという、そういう質問でございます。

【担当課】 さっきも言っていたのですが、水路改修工事が、渇水期であるどうしても11月から3月にしないと出来ないで、その時期に合わせて、進めてきたということですね。

【委員】 なるほど。じゃあ、もっと早くから、この、今年の11月から来年の3月にかけてすることは決まっていたわけですよね。この時期にしか出来ないとなると、村本建設の工程も分かっておられたはずで、どうして、村本建設、特命随契になるのかなあと。入札は出来たのではないのでしょうかという点について説明を賜りたいのです。

【担当課】 あの、その水路改修工事の施工方法ですね、あの大型車両が入ってくる、大型クレーンが入ってくる、その、施工方法を考えた時に、市役所の敷地を使うことが、一番効率的であるということです。

【委員】 でも、他の業者でも出来ますよね。入札して、他の安い業者が出て来れば、工程の調整は安い方の業者と村本建設とでしていただいたらいいのではないかと思います。

【担当課】 他の業者が、市役所の建設工事の敷地を使って施工するということですか。

【委員】 はい。

【担当課】 あの、なかなかそれは、難しいと思います。

【委員】 どうしてですか。

【担当課】 別の業者が、別の業者の建設工事の場所をまた水路改修の別の工事業者が使用する

ってということは、おそらく村本建設の仮設の使用とかもあるので、その分また経費が、水路改修の方に掛かってくると思うのですよ。別の業者から、別の工事の工事現場を使うということは、その単なる水路改修の工事だけでは収まらなくて、こっちの仮設とかを使用する経費がすごく掛かってくるはずなので、その分、効率が悪くなると考えます。

【委員】 じゃあ、村本建設に出すしかなかったというご説明になるのですか。

【担当課】 そうですね。

【委員】 はい。であれば、村本建設、ね。話をするとき、この工事もするからということで、セットで交渉は出来なかったのでしょうか。

【事務局】 庁舎の建替え工事の中に、現庁舎の解体と新庁舎の建替えっていうのがあると思うのですけれど、この今回の流れ的に、現庁舎を解体して、その後に水路改修を行って、その後に新庁舎を建てるといって、そういうスケジュールでしか進めなかったということですかね。

【委員】 出来ないのは分かります。

【事務局】 その間に、設計出来ていなかったということなるのかなと思います。

【委員】 分かります。でも、民間的な考え方からすれば、もうあの開発許可の時にして、指摘されていて、そこは、手当てをしないと、開発許可も、多分、条件か何かで下りたのだらうと思うのですけどもね、で、村本建設にやってもらえないっていうのが分かっているのであれば、セットで交渉をすべきであろうという気はいたしますが、何故、年度を分けたのかという、市民目線からすればですよ。この金額が、セットで交渉すれば安くなったのではないのでしょうかという質問が来た時に、どういうご説明になるのでしょうか。

【事務局】 毎年4月に市役所は工事公表とあって、250万円、一定金額以上の案件をこんなあるよっていうのを公表しているのですよね。それでこの案件ももちろん、当初から出ているのですよね。そこで、契約の手法ももちろん書いていまして、担当課は、競争ということも想定しているのです。この案件が、条件付き一般競争入札ということを前提にスタートはしているのです。ただ、それに適わなかったという、結局、村本に頼むしかないねという答えに最終的になったので。4月の時点では、条件付き一般競争入札で、1億円ぐらいの土木工事なので、市内業者が一応基本的に対象になる工事だったのですけれど、まあ、それを目指していたのですけれども。

【委員】 変わりました、案件⑤ですが、随意契約と言いながら、この8社を選定して、実質入札をしておられるの、これは、どういったものなのでしょうか。

【事務局】 随意契約にも色々ございまして、130万円以上が入札、これは少額の随意契約になります。

【委員】 これ、でも、50万円ですかね。

【事務局】 はい。130万円以下なので。ただ、これは、競争で決めるという、随意契約の中にも、ここしか出来ないという特命随意契約、緊急であったり、競争する少額の随意契約もあります。そういう案件になります。

【委員】 案件⑤ですが、見積合わせする時は、いついつまでに見積出してくださいとか、入札的に出してもらったりするのですか。

【事務局】 資料の案件⑤の裏側の入札日の7月25日、これが見積書提出日になります。その下の7月23日に依頼を掛けているということです。

【委員】 つまり、2日ぐらいで出すということですね。

【事務局】 そうですね。建設業法の中で、金額によって見積期間を何日間になさいというのがございまして、それにしたがっております。短いのですけれども、業法的にクリアしております。

【委員】 これ電子入札でないので、紙ベースで。

【事務局】 そうですね。依頼に関して、昔は、紙で渡して紙でもらうという形にさせてもらっていたのですけれども、今は、ウェブサイトに掲載して、パスワードで管理をした通知書を送って、それで行っております。今日もそういった日になりますが、昨日のうちに通知を送っております、ある一定の時間までは、ウェブサイトが更新されて、今は事務所内で、この仕様書を確認いただいて、明後日が提出期限なので、契約検査課に見積書提出箱がございまして、その箱に、明後日までにに入れていただくといい形ですね。

【事務局】 そういう形で紙でさせていただいております。時間を過ぎれば、我々職員が開札して、安い方が落札者となります。その相手方に連絡していただく形でやっております。

【委員】 再び、案件①になりますが、予算時期とかの関係で、この時期になったんだということですね。

【事務局】 途中で差し込めなかったといいますか、ご指摘受けて、設計自体にも予算が掛かりますので、それと、ある程度期間がかかる中で、本体の方は、設計を組んで、ぎりぎりのところで契約手続きをずっと進めていたので、そこの設計をやり直して、入れるという、差し込むというのが、実質出来なかったということかと思えます。

今回の水路改修工事は、建設工事の開発手続きの際に指摘を受け、予算や施工性の観点から水路を改修することが本市にとってメリットがあるため水路改修設計を行うこ

とになったが、本体工事を発注しており、本体設計業務に含めることが出来なかったこと、11月から3月の渇水期に行わないといけない工事であること、村本建設以外の他業者が市役所敷地を使って水路改修工事の施工は不可能であることが、村本建設株式会社 大阪支店と随意契約を行い工事履行することとなった要因でありますことをご理解願います。

- 開催日程等について
 - (1) 次回の開催日時について
 - (2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について